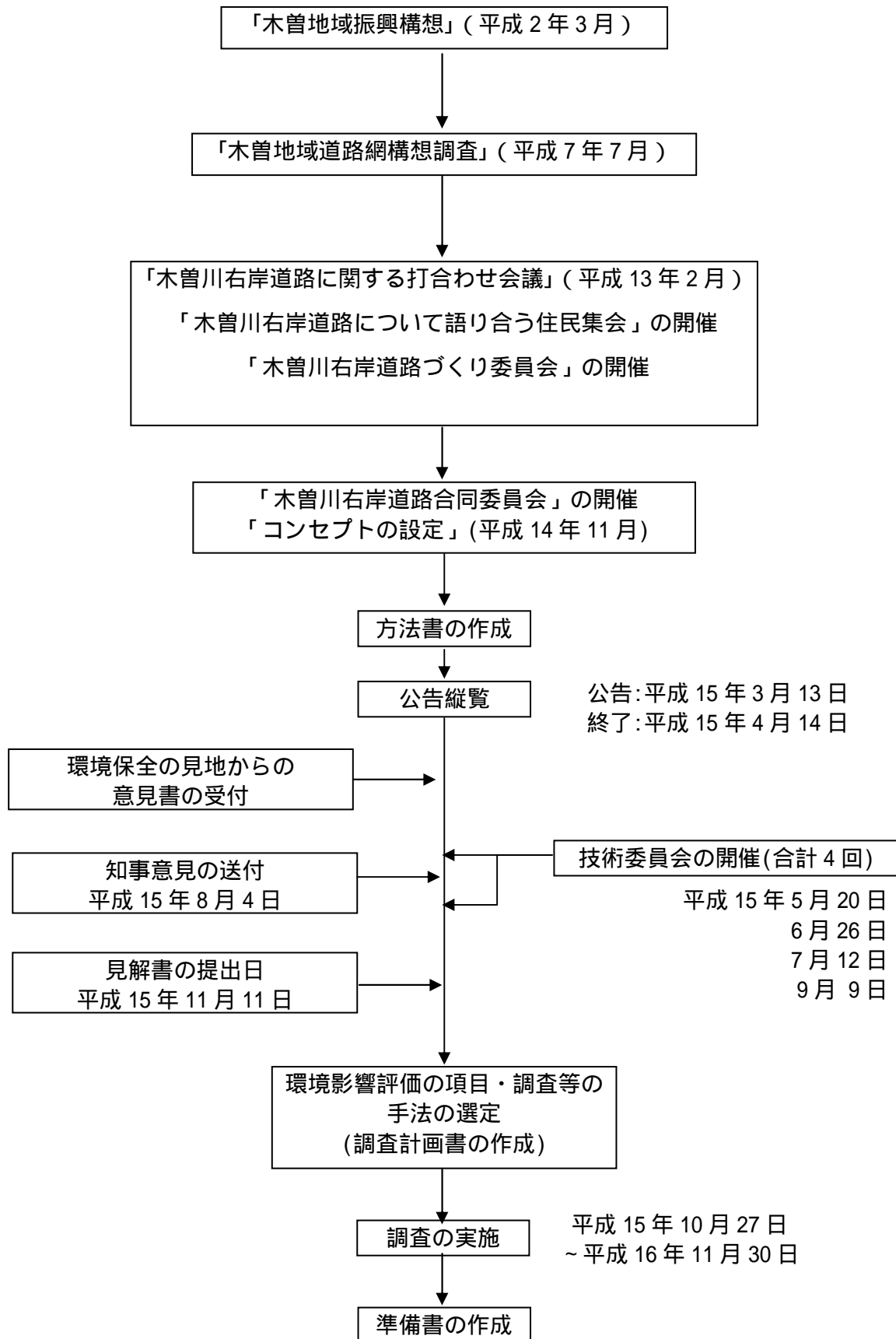


序章 準備書作成までの経緯等

1 準備書作成までの経緯



2 複数の計画路線に対する予測評価について

本事業では一部区間において、計画路線が複数提案されており、環境保全の見地から各計画路線案に対してそれぞれ予測評価を行い、総合的に判断することとした。

具体的には、まず計画路線案が複数ある区間について、環境要素毎に環境要因に基づき予測評価を行い、各路線案を比較した。次に、路線案周辺の環境特性を考慮する等、環境要素間の評価結果を総合的に判断し、最も影響の少ない路線を検討した。

3 計画路線、ブロック区分等の表示について

計画路線は延長約 22km と長いため、調査、予測、評価の結果を分かりやすくすることを目的とし、集落を基本とした 11 のブロックに区分した。

また、本事業では全区間のうち、3 区間で計画路線が複数提案されており、各路線案について環境に与える影響の予測結果を比較できるように配慮した。既設区間である榑野区間をのぞき、複数の路線案（A～G 案）を含む箇所を 1 カ所ずつ含むように調査地域を 3 分割し、それぞれに名称をつけた。さらに、計画路線を細分化した部分を示す場合には、図 0. 3-1 に示す名称を使用することとした。

計画路線、ブロック区分、集落名等を図 0. 3-1 に示した。

図 0. 3-1 計画路線、ブロック区分、集落名等について

第1章 事業計画

1 事業の名称

(仮称)木曽川右岸道路(南部ルート)建設事業

2 事業者の氏名、住所

氏名	住所
長野県知事 田中 康夫	長野県長野市大字南長野幅下 692-2
上松町長 田上 正男	長野県木曽郡上松町駅前通り 2-13
南木曽町長 宮川 正光	長野県木曽郡南木曽町読書 3668-1
大桑村長 長岡 始	長野県木曽郡大桑村大字長野 2778

3 調査者の氏名、住所

区分	氏名	住所	業務内容
担当機関	長野県木曽地方事務所 林務課	長野県木曽郡 木曽町福島 2757-1	環境影響評価全般
受託者	大日本コンサルタント株式会社 東京支社	埼玉県越谷市七左町 5-1	方法書の作成
	パシフィックコンサルタンツ株式会社 環境事業本部	東京都新宿区西新宿 2-7-1	現地調査
	中央開発株式会社 関東支社	埼玉県川口市西青木 3-4-2	現地調査 準備書の作成

4 事業の種類

事業の種類：道路の新設

5 事業の目的

本事業の目的は、緊急時、渋滞時等における国道19号の代替道路としての機能、及び地域住民の生活道路としての機能を併せ持つ道路の建設による木曽地域の交通網の強化である。

当地域は、唯一南北方向に通る国道19号への依存度が極めて高く、国道19号での交通事故や災害等による通行止めによって、地域の生活・経済・観光等すべてにわたり、その被害を沿線地域が受ける現状にある。このような状況において、地域住民や企業等に対するアンケート結果から得られた要望や地域振興への提言等を受け、木曽川右岸道路は、平成2年3月に策定された「木曽地域振興構想」の中の交通ネットワークの一つとして位置付けがなされた。その後、住民参加によるルートやコンセプト(下記参照)等の検討が進められてきた。

- ・ 木曽地域の住民たちが、日常生活を営むうえで、安全で利便性よく使える「生活道路」であり、交通事故や自然災害等の緊急時における「国道19号の迂回路としての機能も考慮した道路」である。
- ・ 整備に当たっては、「景観」に配慮しつつ生活環境に優しい道路とする。
- ・ 事業効果を高めるため、工事完成区間から「逐次使える」ようにする。

6 事業の内容

1) 事業計画の概要

表 1. 6-1 事業計画の概要

項目	規模等
位置及び区間	延長約 22km(図 1. 6-1参照) 起点：長野県木曾郡上松町 登玉 終点：長野県木曾郡南木曾町 田立
計画路線	計画路線は地元提案を中心に複数案(A 案～G 案)示した。
関係地域	1 市(岐阜県中津川市のうちの旧山口村域)2 町(上松町、南木曾町)1 村(大桑村)図 1. 6-1参照
道路延長	約 22Km
車線数	2 車線
道路幅員	8m(土工部、橋梁部)、8.5m(トンネル部)
設計速度	40km/h
計画交通量	5,000 台 / 日
道路構造	第 3 種第 3 級
工事期間	10 年間を想定する。

注)計画された目的に応じた機能を有する対象道路の他、土地の形状の変更を伴う計画道路の付属物及び工事中の改変地域を含む範囲を「対象道路事業実施区域」として設定し、関係地域は対象道路事業実施区域が位置する市町村とした。

2) 道路構造別延長

本事業において築造する主要な構造は、トンネル、橋梁、土工(切土及び盛土)である。主な構造物別距離は図 0. 3-1、表 1. 6-2に示すとおりである。

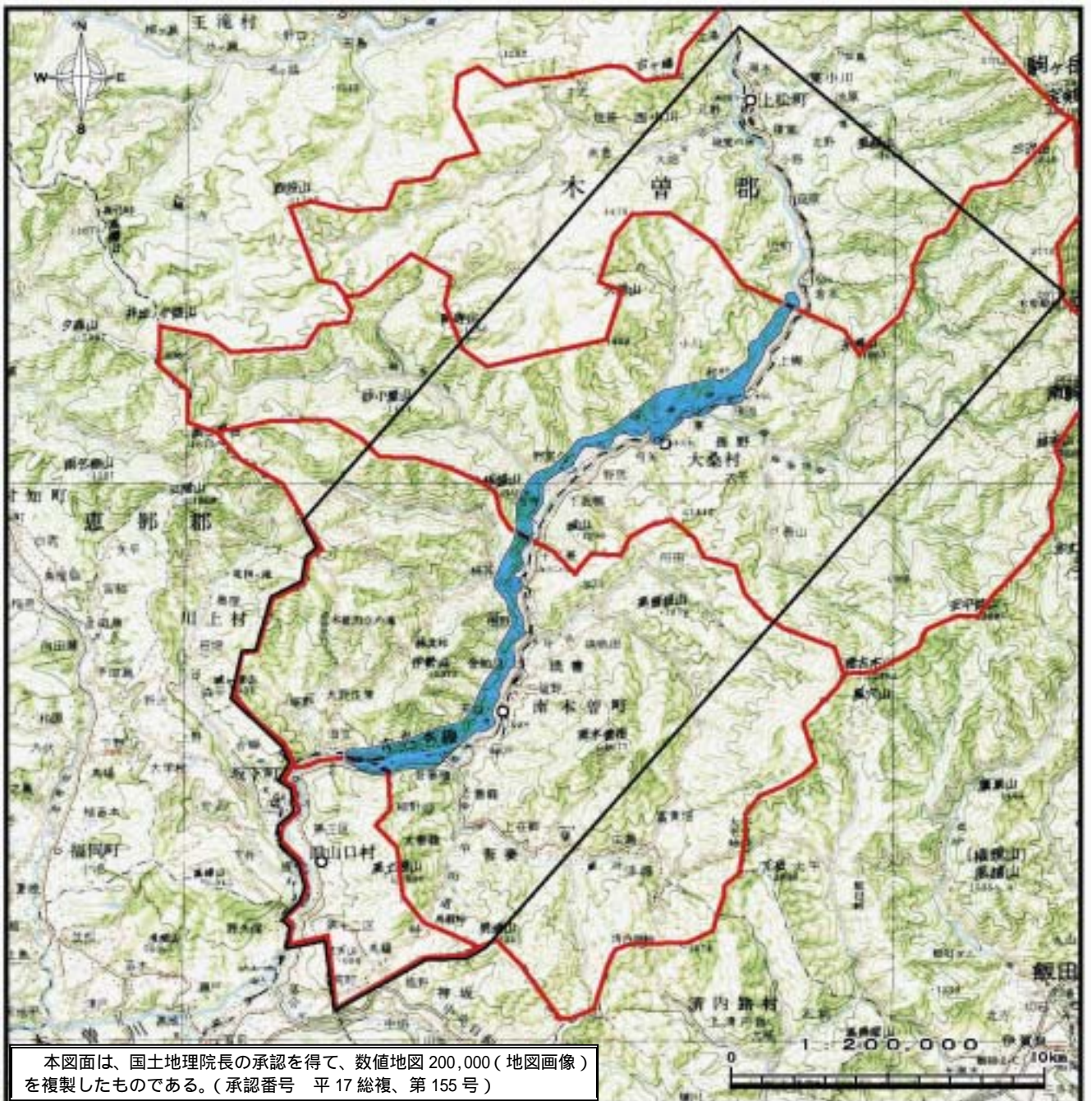
表 1. 6-2 計画路線の組み合わせによる構造別距離

計画路線の組み合わせ ^{注1}	構造別距離(km) ^{注2}			合計距離(km)
	トンネル	橋梁	土工	
A D F	8.12	1.33	11.74	21.19
B D F	5.12	1.74	14.15	21.02
C D F	5.12	1.79	13.45	20.37
A E F	6.38	1.40	13.49	21.26
B E F	3.38	1.81	15.90	21.09
C E F	3.38	1.86	15.20	20.44
A D G	9.19	1.32	10.46	20.96
B D G	6.19	1.73	12.87	20.79
C D G	6.19	1.78	12.17	20.14
A E G	7.45	1.39	12.20	21.03
B E G	4.45	1.80	14.61	20.86
C E G	4.45	1.85	13.91	20.21

注 1)計画路線案の組み合わせに記した記号(A～G)は、それぞれの案を通るルートを示す。

2)構造別距離は端数処理のため、図 0. 3-1 に示した構造別距離の合計と一致しないことがある。

3)既存路線は構造別距離に含まれていない。



凡 例	
記号	名 称
	関係地域
	対象道路事業実施区域
	県境
	市町村境
	町村役場
	市役所
	J R 線
	地域概況調査区域 ^注

注)「第2章 地域の概況」の調査区域とした。



図 1. 6-1 事業計画地の位置等

3) 工事工程

想定した工事計画工程を図 1. 6-2に示す。

区間	路線	工種	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
登手 殿ブロック	2区間 ルート ABC共通区間	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工	■	■	■							
	2区間 ルート 和村BC共通区間	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工		■								
	2区間 ルート C案の一部(橋梁部のみ)	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工			■	■	■					
	2区間 ルート 大島・殿BC共通区間	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工			■	■	■	■				
	2区間 ルート 大島・殿BC共通区間	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工				■	■	■	■			
	2区間 ルート A案	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工						■	■	■	■	■
	2区間 ルート B案	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工							■	■	■	■
野尻向 柿其ブロック	2区間 ルート 野尻向DE共通区間	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工			■	■	■	■				
	2区間 ルート 野尻向DE共通区間、E案、 柿其DE共通区間の一部	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工				■	■	■	■	■		
	2区間 ルート D案	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工				■	■	■	■	■		
	2区間 ルート 柿其DE共通区間の一部	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工						■	■	■	■	
沼田 山口ブロック	1区間 FG共通区間	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工	■	■	■	■						
	1区間 G案	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工						■	■	■	■	■
	1区間 ルート F案	土工 トンネル工 橋梁工 舗装工							■	■	■	■

注)工事区間は下の図 1. 6-3に示した。

図 1. 6-2 工事計画工程

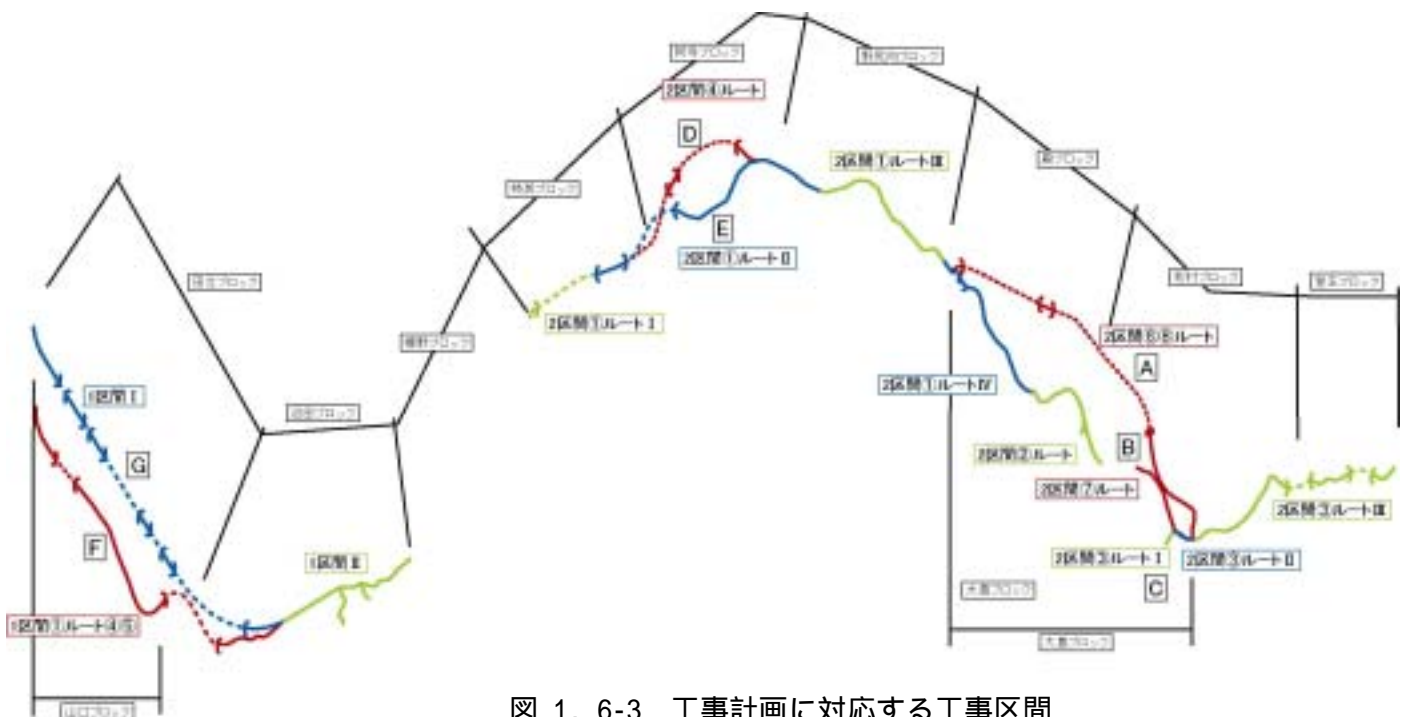


図 1. 6-3 工事計画に対応する工事区間

4) 環境保全の方針と主な配慮事項

(1) 工事計画

- ・ 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準を遵守する。
- ・ 建設機械等については、アイドリングストップ等、丁寧な運転を励行する。
- ・ 工事用車両の通行に伴う騒音等を防止するため夜間の工事は避ける。
- ・ 工事用車両については、民家近傍では車両の運行ルート等に配慮する。

(2) トンネル

- ・ 遮音扉を設置し防音に努める。
- ・ 試験発破等を行い、適切な薬量を設定する。

(3) 濁水処理計画

- ・ 工事の施工中には、トンネル工事をはじめとして、排水の濁水対策を行う。
- ・ 掘削土質、掘削地周辺の環境状況等の諸条件を勘案し、適切な処理方式（凝集沈殿処理等）を選定する。

(4) のり面及び植栽計画

- ・ 変更面積を最小限にとどめる設計とし、工事の実施にあたっては変更面積の最小化に努める。
- ・ 土工事により発生するのり面については、初期にはシートで被覆しのり面の養生等を行い、雨水の浸透を防止する。
- ・ 盛土部については、できるだけ早期にのり面の緑化を行い、土砂の流出を防止する。
- ・ 周辺環境に調和するよう適切な樹種を選定・育成して植栽を行う。
- ・ 道路沿道については、道路近傍住民に対して心理的影響緩和を図るために、植栽帯の設置や既存の緑地帯の保全を図るものとする。

(5) 構造物の色彩

- ・ 盛土部については早期に緑化を図ることにより、周辺の景観との調和を図るものとする。トンネル坑口部は、周囲の自然環境に調和するように計画する。
- ・ 橋梁部の形式及び色彩については、周囲の自然景観、農村や山林の景観を構成する要素との調和が図られるよう検討する。

(6) 道路の維持管理

- ・ 路面平坦性の適正な管理、浸透マスの適正な維持管理、凍結防止剤の適正使用を行う。
- ・ 交通の円滑化のため、適切な交差点の信号表示を検討する。